

[No. 27] 以下の条件に該当する建築物の新築に係る設計に際して、「外壁の開口部」に係る建築基準法その他の法令の規定の適用に関する設計者の判断として、次の記述のうち、誤っているものはどれか。

【条件】

- ・用途：共同住宅
- ・構造：鉄筋コンクリート造
- ・階数：地上5階建て
- ・建築物エネルギー消費性能基準に係る地域の区分：6

1. 耐力壁である外壁の開口部について、その周囲に、径12mmの補強筋を配置した。
2. 外壁の開口部について、断熱性能の高い窓を設けて、単位住戸の「外皮平均熱貫流率」が0.50W（m²・度）及び「冷房期の平均日射熱取得率」が2.5となるようにした。
3. 外壁の開口部のうち、避難階段から屋外に通ずる出口について、屋内からかぎを用いて解錠できる戸を設け、かつ、当該戸の近くの見やすい場所にその解錠方法を表示することとした。
4. 「延焼のおそれのある部分」に位置する外壁の開口部において、加熱開始後20分間の遮炎性能を有する防火設備を設けた。